

同組合連合会又はその子会社（保険子会社等及び信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

ホ・証券専門関連業務を営むもの（イ、ロ及びハに掲げるものを除く。）当該会社の議決権について、当該信用協同組合連合会の証券子会社等が合算して、当該信用協同組合連合会又はその子会社（証券子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているものヘ・保険専門関連業務を営むもの（イ、ロ及びニに掲げるものを除く。）当該会社の議決権について、当該信用協同組合連合会の保険子会社等が合算して、当該信用協同組合連合会又はその子会社（保険子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているものト・信託専門関連業務を営むもの（イ、ハ及びニに掲げるものを除く。）当該会社の議決権について、当該信用協同組合連合会の信託子会社等が合算して、当該信用協同組合連合会又はその子会社（信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの第四条の四第一項第二号の一を同項第三号とし、同条第一項第一号中「第二号」を「第五号」に改め、

同項第一号中「又は保険業（保険業法第二条第一項（定義）に規定する保険業をいう。第四号において同

じ。」を「保険業（保険業法第一条第一項（定義）に規定する保険業をいう。第四号において同じ。）又は信託業（信託業法第二条第一項（定義）に規定する信託業をいう。第五号において同じ。）」に改め、同項第六号口中「前項第六号」を「前項第八号」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号口中「前項第六号」を「前項第八号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 信託専門関連業務 専ら信託業に付随し、又は関連する業務として内閣府令で定めるもの

第四条の四第二項に次の一号を加える。

八 信託子会社等 信用協同組合連合会の子会社である次に掲げる会社

イ 前項第一号に掲げる銀行（以下この号において「信託兼営銀行」という。）

ロ 信託専門会社

ハ イ又はロに掲げる会社を子会社とする前項第八号に掲げる持株会社

ニ その他の会社であつて、当該信用協同組合連合会の子会社である信託兼営銀行又は信託専門会社の子会社のうち内閣府令で定めるもの

第四条の四第三項中「から第四号まで又は第六号」を「から第六号まで又は第八号」に改め、同条第六項中「第一項第四号」を「第一項第六号」に改め、同条に次の二項を加える。

7 信用協同組合連合会が中小企業等協同組合法第九条の九第五項の規定により同項第三号に掲げる事業を行う場合における第一項第六号の規定の適用については、同号イ、ハ、ニ及びト中「当該信用協同組合連合会の信託子会社等が合算して、当該信用協同組合連合会又はその子会社」とあるのは、「当該信用協同組合連合会又はその信託子会社等が合算して、当該信用協同組合連合会の子会社」とする。

第四条の五第一項中「から第四号まで及び第六号」を「から第六号まで及び第八号」に改める。

#### (外国為替及び外国貿易法の一部改正)

第二十七条 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

第二十二条の二第一項中「信託業法（大正十一年法律第六十五号）第三条第一項に規定する信託会社」を「信託業法（平成十六年法律第 号）第二条第二項に規定する信託会社及び同条第六項に規定する外国信託会社」に改める。

(私立学校法の一部改正)

第二十八条 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）の一部を次のように改正する。

第五十四条第二項中「銀行」を「金融機関」に改める。

（商品取引所法の一部改正）

第二十九条 商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）の一部を次のように改正する。

第九十九条の四第二項中「銀行」を「金融機関」に改める。

（社会福祉法の一部改正）

第三十条 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

第五十一条第二項中「銀行」を「金融機関」に改める。

（宗教法人法の一部改正）

第三十一条 宗教法人法（昭和二十六年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第四項中「銀行」を「金融機関」に改める。

（投資信託及び投資法人に関する法律の一部改正）

第三十二条 投資信託及び投資法人に関する法律の一部を次のように改正する。

第四条中「信託会社又は信託業務を営む金融機関（以下「信託会社等」という。）」を「信託会社等（信託会社又は信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。）をいう。次章及び第三章を除き、以下同じ。）」に改める。

第五条第六項中「署名し又は」を「署名し、又は」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 委託者の商号及び受託者の商号又は名称

第九条第二項第三号中「信託業法（大正十一年法律第六十五号）」を「信託業法（平成十六年法律第号）」に改め、「（昭和十八年法律第四十三号）」及び「特定債権等に係る事業の規制に関する法律（平成四年法律第七十七号）」を削り、同項第四号中「第十九条の規定により同法第一条第一項の免許」を「第四十四条第一項の規定により同法第三条の免許、同法第五十九条第一項の規定により同法第五十三条第一項の免許」に、「第八条」を「第八条ノ三」に改め、同項第六号亦中「第十九条の規定により同法第一条第一項の免許」を「第四十四条第一項の規定により同法第三条の免許若しくは同法第五十九条同法第一条第一項の免許」を「第四十四条第一項の規定により同法第三条の免許若しくは同法第五十九条第一項の規定により同法第五十三条第一項の免許」に、「第八条」を「第八条ノ三」に改め、同項第八号

イ中「第十九条の規定により同法第一条第一項の免許」を「第四十四条第一項の規定により同法第三条の免許若しくは同法第五十九条第一項の規定により同法第五十三条第一項の免許」に、「第八条」を「第八条ノ二」に改める。

第十五条第二項第一号亦中「兼営する」を「當む」に改め、「定めるもの」の下に「及び宅地建物取引業法第七十七条第一項の政令で定める信託会社」を加え、同号ヘ中「兼営する」を「當む」に改め、「定めるもの」の下に「及び不動産特定共同事業法第四十六条第一項の政令で定める信託会社」を加える。

第四十五条第一項第二号中「免許」の下に「若しくは登録」を加える。

第四十九条の二第一項中「信託会社等」の下に「（信託会社（信託業法第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。）又は信託業務を當む金融機関をいう。以下この章及び次章において同じ。）」を加え、同条第二項中「信託会社等は、信託業法第九条（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第四条において準用する場合を含む。）」を「信託業務を當む金融機関は、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第五条ノ四」に改める。

第四十九条の五第二項中「執行役」の下に「又は理事」を加え、「署名し又は」を「署名し、又は」

に改め、同項第一号中「商号」の下に「又は名称」を加える。

第四十九条の十第二項中「次条」を「次条第一項」に改める。

第四十九条の十一中「第十三条の規定は委託者非指図型投資信託に係る業務を行う信託会社等の常務に従事する取締役（委員会等設置会社にあつては、執行役）について、」を削り、同条に次の一項を加える。

2 信託業法第二十五条から第二十七条まで及び第二十九条第三項の規定は、投資信託契約については、適用しない。

第二百三十九条第二号、第二百四十七条第二号及び第二百四十五条第三号中「第四十九条の十一」を「第四十九条の十一第一項」に改める。

第二百四十七条第一号中「（第四十九条の十一において準用する場合を含む。）」を削り、同条第四号中「第四十九条の十一」を「第四十九条の十一第一項」に改める。

第二百四十八条第一号及び第五号から第八号まで、第二百四十九条第五号並びに第二百五十一条第二号中「第四十九条の十一」を「第四十九条の十一第一項」に改める。

## (投資信託及び投資法人に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三十三条 旧特定債権法又はこれに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない株式会社等（投資信託及び投資法人に関する法律第九条第二項第一号に規定する株式会社等をいう。）については、前条の規定による改正後の投資信託及び投資法人に関する法律（以下この条において「新投信法」という。）第九条第二項第三号に該当する者とみなす。

2 旧特定債権法又はこれに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者については、新投信法第九条第二項第六号ニに該当する者とみなす。

3 旧特定債権法又はこれに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない法人については、新投信法第九条第二項第八号ロに該当する者とみなす。

(税理士法の一部改正)

第三十四条 税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第二号ハ中「信託会社」の下に「（信託業法（平成十六年法律第 号）第三条又は第五十三条第一項の免許を受けた者をいう。）」を加える。

（信用金庫法の一部改正）

第三十五条 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第五十三条第十七項中「信託業法（大正十一年法律第六十五号）第三条第二項ただし書」を「信託業法（平成十六年法律第 号）第十四条第二項ただし書」に改める。

第五十四条の十七第一項第一号中「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により同法第一条第一項（兼営の認可）に規定する信託業務」を「信託業務（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項（兼営の認可）に規定する信託業務をいう。第五号において同じ。）」に改め、同項第七号を削り、同項第九号を同項第十一号とし、同項第八号を同項第十一号とし、同項第六号中「第四号」を「第六号」に改め、同号を同項第八号とし、同号の次に次の二号を加える。

九 信託業（信託業法第二条第一項（定義）に規定する信託業をいう。以下同じ。）を営む外国の会社

(第六号に掲げる会社に該当するものを除く。)

十 従属業務又は金融関連業務を専ら當む会社（従属業務を當む会社にあつては主として当該信用金庫連合会又はその子会社の當む業務のためにその業務を當んでいるものに限るものとし、金融関連業務を當む会社であつて次に掲げる業務の区分に該当する場合には、当該区分に定めるものに、それぞれ限るものとする。）

イ 証券専門関連業務、保険専門関連業務及び信託専門関連業務のいずれも當むもの 当該会社の議決権について、当該信用金庫連合会の証券子会社等が合算して、当該信用金庫連合会又はその子会社（証券子会社等、保険子会社等及び信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該信用金庫連合会の保険子会社等が合算して、当該信用金庫連合会又はその子会社（証券子会社等、保険子会社等及び信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該信用金庫連合会の信託子会社等が合算して、当該信用金庫連合会又はその子会社（証券子会社等、保険子会社等及び信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

口 証券専門関連業務及び保険専門関連業務のいずれも當むもの（イに掲げるものを除く。）当該会社の議決権について、当該信用金庫連合会の証券子会社等が合算して、当該信用金庫連合会又はその子会社（証券子会社等及び保険子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該信用金庫連合会の保険子会社等が合算して、当該信用金庫連合会又はその子会社（証券子会社等及び保険子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

八 証券専門関連業務及び信託専門関連業務のいずれも當むもの（イに掲げるものを除く。）当該会社の議決権について、当該信用金庫連合会の証券子会社等が合算して、当該信用金庫連合会又はその子会社（証券子会社等及び信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該信用金庫連合会の信託子会社等が合算して、当該信用金庫連合会又はその子会社（証券子会社等及び信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

二 保険専門関連業務及び信託専門関連業務のいずれも當むもの（イに掲げるものを除く。）当該

会社の議決権について、当該信用金庫連合会の保険子会社等が合算して、当該信用金庫連合会又はその子会社（保険子会社等及び信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該信用金庫連合会の信託子会社等が合算して、当該信用金庫連合会又はその子会社（保険子会社等及び信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

ホ 証券専門関連業務を営むもの（イ、ロ及びハに掲げるものを除く。）当該会社の議決権について、当該信用金庫連合会の証券子会社等が合算して、当該信用金庫連合会又はその子会社（証券子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

ヘ 保険専門関連業務を営むもの（イ、ロ及びハに掲げるものを除く。）当該会社の議決権について、当該信用金庫連合会の保険子会社等が合算して、当該信用金庫連合会又はその子会社（保険子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

ト 信託専門関連業務を営むもの（イ、ハ及びニに掲げるものを除く。）当該会社の議決権について、当該信用金庫連合会の信託子会社等が合算して、当該信用金庫連合会又はその子会社（信託子

会社等を除く。) が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

第五十四条の十七第一項中第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第三号を第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五 信託業法第二条第二項(定義)に規定する信託会社のうち、信託業務を専ら當む会社(以下「信託専門会社」という。)

第五十四条の十七第一項第二号の一を同項第三号とし、同条第一項第一号中「第六号」を「第九号」に改め、同項第一号中「又は保険業」を「保険業又は信託業」に改め、同項第六号口中「前項第九号」を「前項第十二号」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号口中「前項第九号」を「前項第十二号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 信託専門関連業務 専ら信託業に付隨し、又は関連する業務として内閣府令で定めるもの  
第五十四条の十七第一項に次の一号を加える。

八 信託子会社等 信用金庫連合会の子会社である次に掲げる会社

イ 前項第一号に掲げる銀行(以下この号において「信託兼営銀行」という。)

□ 信託専門会社又は信託業を営む外国の会社

ハ イ又は口に掲げる会社を子会社とする前項第十一号に掲げる持株会社

二 その他の会社であつて、当該信用金庫連合会の子会社である信託兼営銀行又は信託専門会社の子会社のうち内閣府令で定めるもの

第五十四条の十七第三項中「から第七号まで又は第九号」を「から第十号まで又は第十一号」に改め、同条第六項中「第一項第七号」を「第一項第十号」に改め、同条に次の一項を加える。

7 信用金庫連合会が第五十四条第六項の規定により同項に規定する信託業務を行う場合における第一項第十号の規定の適用については、同号イ、ハ、ニ及びト中「当該信用金庫連合会の信託子会社等が合算して、当該信用金庫連合会又はその子会社」とあるのは、「当該信用金庫連合会又はその信託子会社等が合算して、当該信用金庫連合会の子会社」とする。

第五十四条の十八第一項中「から第三号まで、第七号及び第九号」を「から第五号まで、第十号及び第十一号」に改める。

第八十七条第二号中「第七号若しくは第八号」を「第十号若しくは第十一号」に改める。

(漁船損害等補償法の一部改正)

第三十六条 漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第五十四条第四項中「銀行」を「金融機関」に改める。

(宅地建物取引業法の一部改正)

第三十七条 宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）の一部を次のように改正する。

第四十一条第一項第一号中「信託会社」を削る。

第七十七条第一項中「信託会社」を「信託業法（平成十六年法律第 号）第三条又は第五十三条第一項の免許を受けた信託会社（政令で定めるものを除く。次項及び第三項において同じ。）」に改め、同条第四項中「金融機関」の下に「及び第一項の政令で定める信託会社」を加える。

(長期信用銀行法の一部改正)

第三十八条 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）の一部を次のように改正する。

第十三条の二第一項第八号を削り、同項第十号を同項第十三号とし、同項第九号を同項第十二号とし、

同項第七号中「第五号」を「第七号」に改め、同号を同項第九号とし、同号の次に次の二号を加える。

十 信託業（信託業法第一條第一項（定義）に規定する信託業をいう。以下同じ。）を當む外国の会社（第七号に掲げる会社に該当するものを除く。）

十一 従属業務又は金融関連業務を専ら當む会社（従属業務を當む会社にあつては主として当該長期信用銀行又はその子会社の當む業務のためにその業務を當んでいるものに限るものとし、金融関連業務を當む会社であつて次に掲げる業務の区分に該当する場合には、当該区分に定めるものに、それぞれ限るものとする。）

イ 証券専門関連業務、保険専門関連業務及び信託専門関連業務のいずれも當むもの 当該会社の議決権（商法第二百十一條ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下同じ。）

について、当該長期信用銀行の証券子会社等が合算して、当該長期信用銀行又はその子会社（証券子会社等、保険子会社等及び信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該長期信用銀行の保険子会社等が合算して、当該長期信用銀行又はその子会社（証券子会社等、保険子会社等及び信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議

決権の数を超えて保有し、かつ、当該長期信用銀行の信託子会社等が合算して、当該長期信用銀行又はその子会社（証券子会社等、保険子会社等及び信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

口 証券専門関連業務及び保険専門関連業務のいずれも當むもの（イに掲げるものを除く。） 当該会社の議決権について、当該長期信用銀行の証券子会社等が合算して、当該長期信用銀行又はその子会社（証券子会社等及び保険子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該長期信用銀行の保険子会社等が合算して、当該長期信用銀行又はその子会社（証券子会社等及び保険子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

ハ 証券専門関連業務及び信託専門関連業務のいずれも當むもの（イに掲げるものを除く。） 当該会社の議決権について、当該長期信用銀行の証券子会社等が合算して、当該長期信用銀行又はその子会社（証券子会社等及び信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該長期信用銀行の信託子会社等が合算して、当該長期信用銀行又はその子会

社（証券子会社等及び信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

二 保険専門関連業務及び信託専門関連業務のいずれも當むもの（イに掲げるものを除く。）当該会社の議決権について、当該長期信用銀行の保険子会社等が合算して、当該長期信用銀行又はその子会社（保険子会社等及び信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該長期信用銀行の信託子会社等が合算して、当該長期信用銀行又はその子会社（保険子会社等及び信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

ホ 証券専門関連業務を當むもの（イ、ロ及びハに掲げるものを除く。）当該会社の議決権について、当該長期信用銀行の証券子会社等が合算して、当該長期信用銀行又はその子会社（証券子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

ヘ 保険専門関連業務を當むもの（イ、ロ及びハに掲げるものを除く。）当該会社の議決権について、当該長期信用銀行の保険子会社等が合算して、当該長期信用銀行又はその子会社（保険子会社

等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの  
ト 信託専門会社連業務を営むもの（イ、ハ及びニに掲げるものを除く。） 当該会社の議決権につい  
て、当該長期信用銀行の信託子会社等が合算して、当該長期信用銀行又はその子会社（信託子会社  
等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

第十三条の二第一項中第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、第四号を第五号とし、同号の次に次  
の一号を加える。

六 信託業法（平成十六年法律第 号）第二条第二項（定義）に規定する信託会社のうち、信託業  
務（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項（兼営の  
認可）に規定する信託業務をいう。第四項第八号イにおいて同じ。）を専ら営む会社（以下「信託專  
門会社」という。）

第十三条の二第一項第三号の二を同項第四号とし、同条第四項第一号中「第七号」を「第十号」に改  
め、同項第一号中「又は保険業」を「保険業又は信託業」に改め、同項第六号口中「第一項第十号」を  
「第一項第十三号」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号口中「第一項第十号」を「第一項第十三

号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 信託専門関連業務 専ら信託業に付随し、又は関連する業務として内閣府令で定めるもの

第十三条の二第四項に次の一号を加える。

八 信託子会社等 長期信用銀行の子会社である次に掲げる会社

イ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項（兼営の認可）の認可を受けて信託業務を當む銀行（以下この号、第十項及び第十六条の四第一項第十号口において「信託兼営銀行」という。）

ロ 信託専門会社又は信託業を當む外国の会社

ハ イ又はロに掲げる会社を子会社とする第一項第十三号に掲げる持株会社

ニ その他の会社であつて、当該長期信用銀行の子会社である信託兼営銀行又は信託専門会社の子会社のうち内閣府令で定めるもの

第十三条の二第六項中「から第八号まで又は第十号」を「から第十一号まで又は第十三号」に改め、同

条第九項中「第一項第八号」を「第一項第十一号」に改め、同条に次の一項を加える。